

令和 2 年

第 3 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 2 年 9 月 1 0 日

閉会 令和 2 年 9 月 日

八 雲 町

令和2年第3回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例	
議 案	2	八雲町都市計画審議会条例の一部を改正する条例	
議 案	3	八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例	
議 案	4	工事請負契約の締結について	
議 案	5	訴え提起前の和解の申立てについて	
議 案	6	訴えの提起について	
議 案	7	指定管理者の指定について	
議 案	8	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	
議 案	9	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	
議 案	10	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	
議 案	11	八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	
議 案	12	令和2年度八雲町一般会計補正予算（第10号）	
議 案	13	令和2年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議 案	14	令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第3号）	
承 認	1	専決処分の承認を求めることについて	
承 認	2	専決処分の承認を求めることについて	

区分	番号	件名	結果
報告	1	株式会社青年舎の経営状況の報告について	
報告	2	令和元年度八雲町病院事業会計継続費の精算について	
同意	1	八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて	
同意	2	八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
同意	3	八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
認定	1	令和元年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定	2	令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	3	令和元年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	4	令和元年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	5	令和元年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	6	令和元年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	7	令和元年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	8	令和元年度八雲町病院事業会計決算認定について	
認定	9	令和元年度八雲町水道事業会計決算認定について	



議案第 1 号

八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例

八雲町町営住宅条例（平成17年八雲町条例第121号）の一部を次のように改正する。

現行						改正後					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積㎡	備考	団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積㎡	備考
三杉町団地	昭和36年度	三杉町25番地19	簡易耐火構造平屋建 2棟8戸	2DK 29.70	(旧)2種特別低家賃住宅	出雲町D団地	略	略	略	略	略
三杉町団地	昭和39年度	三杉町25番地19	簡易耐火構造平屋建 2棟8戸	2DK 30.60	(旧)2種特別低家賃住宅	略	略	略	略	略	略
出雲町D団地	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月10日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 2 号

八雲町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

八雲町都市計画審議会条例（平成17年八雲町条例第180号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>10人</u>以内で組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(委員、臨時委員及び専門委員)</p> <p>第3条 委員は、学識経験のある者、町議会議員及び関係行政機関の職員につき、町長が任命する。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>8人</u>以内で組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(委員、臨時委員及び専門委員)</p> <p>第3条 委員は、学識経験のある者、町議会議員、<u>関係行政機関の職員及び町内に住所を有する者</u>で公募による者のうちから町長が任命する。</p> <p>2～6 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月10日提出

八雲町長 岩村克詔





議案第 3 号

八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例

八雲町立学校設置条例（平成17年八雲町条例第134号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後	
別表第1（第2条関係） 八雲町立小学校		別表第1（第2条関係） 八雲町立小学校	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
八雲町立浜松小学校	略	八雲町立浜松小学校	略
八雲町立山崎小学校	八雲町山崎375番地	八雲町立熊石小学校	略
八雲町立熊石小学校	略		
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月10日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 中の橋外修繕工事
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 80,190,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 二海郡八雲町野田生 181 番地  
株式会社河井工業  
代表取締役 河 井 善 雄
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和 2 年 9 月中

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



## 議案第 5 号

### 訴え提起前の和解の申立てについて

次のとおりアイヌ住宅整備資金貸付金に関する訴え提起前の和解の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 当事者

申立人 八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔  
相手方 住 所 二海郡八雲町\*\*\*\*\*  
氏 名 \* \* \* \*

#### 2 和解の要旨

相手方は、町から住宅新築の資金として、アイヌ住宅整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けたが、長期間にわたり償還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、相手方に対し、本件貸付金の一括償還を請求したところ、未償還金全額を分割の方法により償還する旨の申入れがあり、町と相手方の間で償還方法について合意したため、本件貸付金の償還に関し、民事訴訟法第 275 条第 1 項の規定により、訴え提起前の和解を求め申立てをする。

#### 3 和解の内容

(1) 相手方は、町に対し、アイヌ住宅整備資金貸付金未償還金として、8,002,668 円の償還義務があることを認める。

(2) 相手方は、町に対し、前項の金員を次のとおり分割して償還する。

##### ア 償還方法

下記（ア）又は（イ）のいずれかの方法により償還する。

（ア） 役場（北海道二海郡八雲町住初町 138 番地）に現金を持参する。

（イ） 町長が発する納入通知書に基づき、町が指定する金融機関口座に振込む。なお、振込手数料は相手方の負担とする。

##### イ 償還期限及び償還額

（ア） 令和 2 年 10 月から令和 15 年 12 月限り各月金 50,000 円

（イ） 令和 16 年 1 月限り金 52,668 円

上記（ア）及び（イ）について、各月末日（当該日が土・日・祝日に当たる場合は、これらの翌日）までに償還する。

（ウ） 期限前の弁済が可能な場合は、随時償還する。

- (3) 相手方は、前項の分割償還について、通算して2回怠ったとき（一部弁済しかなされなかった場合もこれに含まれる。）は、当然に期限の利益を失い、町に対し、未償還金から既償還金を控除した残金を一括して償還する。
- (4) 申立費用は各自の負担とする。

#### 4 訴え提起前の和解に至るまでの経過概要

- (1) 町は、相手方に対し、平成9年11月6日に本件貸付金の貸付けを決定し、相手方は本件貸付金の償還を、平成10年9月17日から開始した。
- (2) 相手方は、本件貸付金のうち、平成11年度分から平成29年度分までの8,002,668円の償還を怠った。
- (3) 町は、相手方に対し特定記録郵便で、令和2年8月12日までに本件貸付金の償還と相談等の連絡がなければ、法的措置に着手する意思表示をなした。
- (4) 町は、相手方と令和2年7月30日に面談し、相手方から未償還金を分割の方法により償還する旨の申入れがなされたため、民事訴訟法第275条第1項の規定により訴え提起前の和解による解決について説明したところ、和解をしたい旨の申出がなされた。
- (5) 令和2年8月6日に相手方から即決和解合意書が提出された。
- (6) よって、町と相手方の間で、本件貸付金の償還について訴え提起前の和解を求める申立てをする。

#### 5 管轄裁判所

八雲簡易裁判所

令和2年9月10日提出

八雲町長 岩村克詔

訴えの提起について

次のとおりアイヌ住宅整備資金貸付金に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

1 当事者

原告 八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔  
被告 住 所 二海郡八雲町 \* \* \* \* \*  
氏 名 \* \* \* \*

2 訴えの要旨

被告は、町から住宅改良の資金として、アイヌ住宅整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けたが、長期間にわたり償還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告に対し、本件貸付金の一括償還を請求したところ、被告はこれに応じず意思表示がないことから、今後も自主的な償還を期待することができない状況にあるため、本件貸付金の未償還金を求める訴えを提起する。

3 請求の内容

- (1) 被告は、原告に対し、貸付金 4,953,510 円及び未償還金に対する各償還期限の翌日から償還済みまで年 10.75%の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

4 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告に対し、平成 10 年 9 月 21 日に本件貸付金の貸付けを決定し、被告は、本件貸付金の償還義務を負った。
- (2) 被告は、本件貸付金のうち、平成 11 年度分から平成 25 年度分までの 4,953,510 円の償還を怠った。
- (3) 町は、被告に対し特定記録郵便で、令和 2 年 8 月 12 日までに本件貸付金の償還と相談等の連絡がなければ、法的措置に着手する意思表示をなした。
- (4) 被告から指定期日を過ぎても何ら連絡もなく、本件貸付金の償還に応じないままである。
- (5) よって、町は被告に対し、本件貸付金の未償還金を求める。

5 管轄裁判所

函館地方裁判所

6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告から未償還金を償還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

令和2年9月10日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
八雲町情報交流物産館丘の駅
- 2 指定管理者として指定する者  
二海郡八雲町末広町 89 番地  
株式会社木蓮  
代表取締役 佐藤 有季
- 3 指定する期間  
令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 8 号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。



議案第 9 号

北海道市町村総合事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のように変更する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩村克詔

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 石狩振興局（12）の項中「(12)」を「(11)」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「(32)」を「(31)」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。



議案第 10 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。





議案第 11 号

八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年 3 月 18 日策定）を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

過疎地域自立促進市町村計画【変更】

都道府県名：北海道 市町村名：八雲町

区分	変更前 (頁・行)				変更後 (頁・行)			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進	P. 29	(6) 電気通信施設等情報化のための施設			P. 29	24行目～P. 30 1行目に事業・事業内容追加		
		防炎行政用無線施設				(6) 電気通信施設等情報化のための施設		
		防炎行政用無線施設				防炎行政用無線施設		
		防炎行政無線デジタル化及びび子局更新事業	町			防炎行政無線デジタル化及びび子局更新事業	町	
					その他の情報化のための施設			
					光ファイバ整備事業	民間		

※区分欄は、変更の生じた区分を記入のこと。

※変更が生じた部分に下線を引くこと。

議案第 12 号

令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 2 年度八雲町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 624,795 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,898,927 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 39,841	千円 559	千円 40,400
	2 負担金	18,490	559	19,049
15 国庫支出金		2,838,570	654,095	3,492,665
	2 国庫補助金	2,140,203	654,095	2,794,298
16 道支出金		678,422	7,564	685,986
	2 道補助金	203,425	7,564	210,989
19 繰入金		2,639,426	△156,626	2,482,800
	1 基金繰入金	2,639,426	△156,626	2,482,800
21 諸収入		388,429	△1,647	386,782
	5 雑入	79,664	△1,647	78,017
22 町債		1,464,300	120,850	1,585,150
	1 町債	1,464,300	120,850	1,585,150
歳 入 合 計		17,274,132	624,795	17,898,927

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		2,411,427	580,980	2,992,407
	1 総務管理費	2,358,931	567,346	2,926,277
	3 戸籍住民基本台帳費	21,994	13,634	35,628
3 民生費		4,111,473	13,869	4,125,342
	1 社会福祉費	3,177,264	1,774	3,179,038
	2 児童福祉費	934,209	12,095	946,304
4 衛生費		2,168,340	9,627	2,177,967
	1 保健衛生費	1,625,669	9,627	1,635,296
6 農林水産業費		1,022,911	35,126	1,058,037
	1 農業費	676,127	30,000	706,127
	2 林業費	156,099	4,626	160,725
	3 水産業費	190,685	500	191,185
7 商工費		548,528	△800	547,728
	1 商工費	548,528	△800	547,728
8 土木費		1,700,970	△14,935	1,686,035
	2 道路橋りょう費	644,138	△7,514	636,624
	4 都市計画費	551,550	△10,366	541,184
	5 住宅費	426,626	2,945	429,571
9 消防費		257,584	2,055	259,639
	1 消防費	257,584	2,055	259,639

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 1,447,012	千円 △6,734	千円 1,440,278
	2 小学校費	387,246	△1,948	385,298
	3 中学校費	139,983	△604	139,379
	4 社会教育費	132,744	△2,841	129,903
	5 保健体育費	755,591	△1,341	754,250
13 諸支出金		20,181	5,607	25,788
	1 諸費	20,181	5,607	25,788
歳 出 合 計		17,274,132	624,795	17,898,927

第 2 表

地 方 債 補 正

(追 加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高度無線環境整備 推進事業	94,000	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率の見 直し方式で借りる政 府資金、日本政策金 融公庫資金及び地方 公共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都 合により据置期間又は 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利債に借換することが できる。
熊石歴史記念館改 修事業	35,500			

(変 更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域会館整備事業	11,800	-	-	-	5,200	-	-	-
除雪機械整備事業	15,600	-	-	-	8,800	-	-	-
臨時財政対策債	240,000	-	-	-	244,750	-	-	-
合 計	1,464,300				1,585,150			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
13 分担金及び負担金	39,841	559	40,400
15 国庫支出金	2,838,570	654,095	3,492,665
16 道支出金	678,422	7,564	685,986
19 繰入金	2,639,426	△156,626	2,482,800
21 諸収入	388,429	△1,647	386,782
22 町債	1,464,300	120,850	1,585,150
歳入合計	17,274,132	624,795	17,898,927

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,411,427	580,980	2,992,407
3 民生費	4,111,473	13,869	4,125,342
4 衛生費	2,168,340	9,627	2,177,967
6 農林水産業費	1,022,911	35,126	1,058,037
7 商工費	548,528	△800	547,728
8 土木費	1,700,970	△14,935	1,686,035
9 消防費	257,584	2,055	259,639
10 教育費	1,447,012	△6,734	1,440,278
13 諸支出金	20,181	5,607	25,788
歳出合計	17,274,132	624,795	17,898,927



補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
283,205	87,400	0	210,375
9,738	0	△1,459	5,590
43,264	0	△6,083	△27,554
73,927	0	25,922	△64,723
212,433	0	△12,909	△200,324
△3,258	△6,800	△11,486	6,609
0	0	0	2,055
42,350	35,500	△44,515	△40,069
0	0	0	5,607
661,659	116,100	△50,530	△102,434

2 歳 入

1 3 款 分担金及び負担金

2 項 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費負担金	18,490	559	19,049
計	18,490	559	19,049

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	千円 17,480	千円 283,205	千円 300,685
2 民生費国庫補助金	1,708,133	2,174	1,710,307
3 衛生費国庫補助金	2,671	43,264	45,935
4 土木費国庫補助金	305,586	△3,258	302,328
5 教育費国庫補助金	100,847	42,350	143,197
7 農林水産業費国庫補助金	0	73,927	73,927
8 商工費国庫補助金	0	212,433	212,433
計	2,140,203	654,095	2,794,298

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	千円 559	老人福祉施設入所者費用負担金	千円 559

1 総務管理費補助金	千円 273,528	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 273,528
2 戸籍住民基本台帳費補助金	9,677	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	9,677
2 児童福祉費補助金	2,174	子ども・子育て支援交付金	2,174
1 保健衛生費補助金	43,264	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	43,264
2 道路橋りょう費補助金	△350	除雪機械整備事業補助金	△350
3 住宅費補助金	1,472	町営住宅建設事業交付金	1,472
4 都市計画費補助金	△4,380	真萩ポンプ場長寿命化事業交付金	△4,380
1 小学校費補助金	25,986	公立学校情報機器整備費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	13,916 12,070
2 中学校費補助金	16,364	公立学校情報機器整備費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	8,137 8,227
1 農業費補助金	21,273	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	21,273
2 水産業費補助金	48,255	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	48,255
3 林業費補助金	4,399	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,399
1 商工費補助金	212,433	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	212,433

## 16 款 道支出金

## 2 項 道補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費道補助金	千円 67,749	千円 7,564	千円 75,313
計	203,425	7,564	210,989

## 19 款 繰入金

## 1 項 基金繰入金

2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2,230,200	千円 △156,626	千円 2,073,574
計	2,639,426	△156,626	2,482,800

## 21 款 諸収入

## 5 項 雑入

7 雑入	千円 57,600	千円 △1,647	千円 55,953
計	79,664	△1,647	78,017

## 22 款 町債

## 1 項 町債

1 総務債	千円 17,800	千円 87,400	千円 105,200
3 土木債	85,700	△6,800	78,900
5 教育債	598,900	35,500	634,400
6 臨時財政対策債	240,000	4,750	244,750
計	1,464,300	120,850	1,585,150

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	千円 7,564	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	千円 624 2,112 4,828

1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 △156,626	ふるさと応援基金繰入金	千円 △156,626

5 雑入	千円 △1,647	介護福祉士実務者研修受講料	千円 △1,647

1 総務施設整備事業 債	千円 87,400	地域会館整備事業債 高度無線環境整備推進事業債	千円 △6,600 94,000
1 道路橋りょう整備 事業債	△6,800	除雪機械整備事業債	△6,800
4 社会教育施設整備 事業債	35,500	熊石歴史記念館改修事業債	35,500
1 臨時財政対策債	4,750	臨時財政対策債	4,750

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 企画調査費	千円 56,984	千円 510	千円 57,494	千円	千円	千円	千円 510
5 財産管理費	70,164	208,228	278,392				208,228
12 地域振興対策費	1,947,743	△8,926	1,938,817		△6,600		△2,326
15 電算業務費	47,566	367,534	415,100	273,528	94,000		6
計	2,358,931	567,346	2,926,277	273,528	87,400	0	206,418

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	千円 21,994	千円 13,634	千円 35,628	千円 9,677	千円	千円	千円 3,957
計	21,994	13,634	35,628	9,677	0	0	3,957

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3 高齢者福祉費	千円 412,657	千円 1,774	千円 414,431	千円	千円	千円 △1,459	千円 3,233
計	3,177,264	1,774	3,179,038	0	0	△1,459	3,233

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	千円 510	予約バス運行事業補助金	千円 510
24 積立金	208,228	減債基金積立金	208,228
12 委託料	△6,586	相沼地区地域会館新築工事実施設計業務委託料	△6,586
18 負担金補助及び交付金	△2,340	八雲町まちづくりPRイベント事業補助金	△2,340
18 負担金補助及び交付金	367,534	高度無線環境整備推進事業負担金	367,534

12 委託料	千円 13,634	戸籍副本データ管理システム改修業務委託料 戸籍附票システム改修業務委託料 住民記録システム改修業務委託料	千円 2,155 7,233 4,246

10 需用費	千円 △11	消耗品費	千円 △11
11 役務費	△4	運搬料	△4
12 委託料	△2,003	介護福祉士実務者研修業務委託料	△2,003
19 扶助費	3,792	老人福祉施設措置費	3,792

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	千円 799,651	千円 11,425	千円 811,076	千円 9,070	千円	千円	千円 2,355
3 くまいし保育園費	22,661	670	23,331	668			2
計	934,209	12,095	946,304	9,738	0	0	2,357

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	千円 114,323	千円 9,627	千円 123,950	千円 43,264	千円	千円 △6,083	千円 △27,554
計	1,625,669	9,627	1,635,296	43,264	0	△6,083	△27,554



節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 11,425	放課後児童健全育成事業補助金 一時預かり事業補助金 保育対策総合支援事業補助金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	千円 4,803 350 1,943 4,329
10 需用費	308	消耗品費	308
17 備品購入費	362	庁用備品購入費	362

8 旅費	千円 △244	普通旅費	千円 △244
10 需用費	△155	消耗品費 食糧費 印刷製本費	△101 △58 4
11 役務費	503	運搬料 各種手数料	△248 751
12 委託料	△3,014	町民ドック検診委託料 健康管理システム電算業務委託料	△2,952 △62
13 使用料及び賃借料	△119	事務機等借上料 高速道路使用料	△20 △99
18 負担金補助及び交付金	△1,255	町民ドック検診推進協議会補助金	△1,255
19 扶助費	13,911	インフルエンザワクチン接種助成金	13,911
		財源内訳の変更 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 (その他特定財源から国庫支出金へ982千円変更)	

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	千円 63,619	千円 0	千円 63,619	千円 21,273	千円 0	千円 △1,673	千円 △19,600
4 畜産業費	473,451	30,000	503,451			30,000	
計	676,127	30,000	706,127	21,273	0	28,327	△19,600

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

2 林業振興費	千円 69,428	千円 4,626	千円 74,054	千円 4,399	千円 0	千円 0	千円 227
計	156,099	4,626	160,725	4,399	0	0	227

## 6 款 農林水産業費

## 3 項 水産業費

2 水産業振興費	千円 118,045	千円 0	千円 118,045	千円 48,255	千円 0	千円 △2,405	千円 △45,850
4 漁業構造改善事業費	53,062	500	53,562				500
計	190,685	500	191,185	48,255	0	△2,405	△45,350

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

2 商工振興費	千円 459,229	千円 0	千円 459,229	千円 212,433	千円 0	千円 △12,909	千円 △199,524
3 観光開発費	28,560	△800	27,760				△800
計	548,528	△800	547,728	212,433	0	△12,909	△200,324

節		説	明
区	分		
		千円	千円
		財源内訳の変更 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 (その他特定財源から国庫支出金へ1,673千円変更)	
18	負担金補助及び交付金	30,000	研修牧場施設整備事業補助金 30,000

		千円	千円
14	工事請負費	4,626	林道維持補修工事請負費 4,626

		千円	千円
		財源内訳の変更 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 (その他特定財源から国庫支出金へ2,405千円変更)	
18	負担金補助及び交付金	500	ひやま漁協経営継続緊急支援事業補助金 500

		千円	千円
		財源内訳の変更 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 (その他特定財源から国庫支出金へ12,909千円変更)	
18	負担金補助及び交付金	△800	花火大会事業補助金 △800

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 道路維持費	128,599	△609	127,990				△609
3 除雪対策費	260,151	△12,205	247,946	△350	△6,800	△5,500	445
5 橋りょう維持費	154,325	5,300	159,625				5,300
計	644,138	△7,514	636,624	△350	△6,800	△5,500	5,136

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1 都市計画総務費	千円 1,999	千円 △1,606	千円 393	千円	千円	千円 △1,606	千円
3 下水路費	36,150	△8,760	27,390	△4,380		△4,380	
計	551,550	△10,366	541,184	△4,380	0	△5,986	0

8 款 土木費

5 項 住宅費

2 住宅建設費	千円 400,939	千円 2,945	千円 403,884	千円 1,472	千円	千円	千円 1,473
計	426,626	2,945	429,571	1,472	0	0	1,473

9 款 消防費

1 項 消防費

3 消防施設費	千円 140,024	千円 2,055	千円 142,079	千円	千円	千円	千円 2,055
計	257,584	2,055	259,639	0	0	0	2,055

節		説明	
区分	金額		
17 備品購入費	千円 △609	自動車購入費	千円 △609
17 備品購入費	△12,205	除雪機械購入費	△12,205
14 工事請負費	5,300	橋りょう改修工事請負費	5,300

12 委託料	千円 △1,606	都市計画図作成業務委託料	千円 △1,606
12 委託料	△8,760	真萩ポンプ場ストックマネジメント計画策定業務委託料	△8,760

21 補償補填及び賠償金	千円 2,945	町営住宅移転補償費	千円 2,945

12 委託料	千円 2,055	相沼地区消防格納庫新築工事実施設計業務委託料	千円 2,055

## 10 款 教育費

## 2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 341,788	千円 2,607	千円 344,395	千円 25,986	千円	千円 △23,379	千円
2 教育振興費	45,458	△4,555	40,903			△5,148	593
計	387,246	△1,948	385,298	25,986	0	△28,527	593

## 10 款 教育費

## 3 項 中学校費

1 学校管理費	千円 119,190	千円 1,396	千円 120,586	千円 16,364	千円	千円 △14,968	千円
2 教育振興費	20,793	△2,000	18,793				△2,000
計	139,983	△604	139,379	16,364	0	△14,968	△2,000

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	千円 120	学習用パソコン修繕料	千円 120
11 役務費	2,487	学習用パソコン通信料	2,487
		財源内訳の変更 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 (その他特定財源から国庫支出金へ12,070千円変更)	
7 報償費	△551	児童学習交流事業報償費	△551
8 旅費	△67	普通旅費	△67
10 需用費	△410	消耗品費 食糧費 印刷製本費	△68 △243 △99
11 役務費	△16	運搬料 傷害保険料 清掃手数料 洗濯手数料 航空機欠航補償手数料	32 △8 △34 △5 △1
13 使用料及び賃借料	△569	児童学習交流宿泊施設使用料	△569
17 備品購入費	△3,142	教育用コンピュータ用備品購入費	△3,142
18 負担金補助及び交付金	200	学習交流事業参加児童助成金 山崎小学校閉校事業助成金	△300 500

10 需用費	千円 80	学習用パソコン修繕料	千円 80
11 役務費	1,316	学習用パソコン通信料	1,316
		財源内訳の変更 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 (その他特定財源から国庫支出金へ8,227千円変更)	
18 負担金補助及び交付金	△2,000	中学校文化・体育連盟大会参加助成金	△2,000

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	千円 12,746	千円 △2,841	千円 9,905	千円	千円	千円 △1,020	千円 △1,821
7 熊石歴史記念館管理費	43,426	0	43,426		35,500		△35,500
計	132,744	△2,841	129,903	0	35,500	△1,020	△37,321

## 10 款 教育費

## 5 項 保健体育費

1 保健体育総務費	千円 10,002	千円 △1,341	千円 8,661	千円	千円	千円	千円 △1,341
計	755,591	△1,341	754,250	0	0	0	△1,341

## 13 款 諸支出金

## 1 項 諸費

2 還付金及び返納金	千円 12,000	千円 5,607	千円 17,607	千円	千円	千円	千円 5,607
計	20,181	5,607	25,788	0	0	0	5,607



節		説	明
区 分	金 額		
8 旅費	千円 △160	普通旅費	千円 △160
18 負担金補助及び交付金	△2,681	八雲町平和学習実行委員会補助金 八雲山車行列補助金	△860 △1,821
		財源内訳の変更 熊石歴史記念館改修事業 (一般財源から地方債へ35,500千円変更)	

18 負担金補助及び交付金	千円 △1,341	八雲町体育協会70周年記念事業補助金 日本ハムファイターズ八雲後援会支援事業補助金	千円 △625 △716
---------------	--------------	--	--------------------

22 償還金利子及び割引料	千円 5,607	障害者医療費国庫負担金過年度分還付金 障害者医療費道負担金過年度分返還金 障害者自立支援給付費国庫負担金過年度分返還金 障害者自立支援給付費道負担金過年度分返還金 児童手当国庫負担金過年度分返還金 児童手当道負担金過年度分返還金 子育てのための施設等利用給付費国庫負担金過年度分返還金 子育てのための施設等利用給付費道負担金過年度分返還金 子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金	千円 1,103 552 339 1,603 459 2 83 42 1,424
---------------	-------------	--	---

地方債補正に関する調書

区 分	2 年 度 中 増 減 見 込 額			2 年 度 末 現在高見込額
	2 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1 普 通 債	27,100	0	27,100	2,669,077
2 災 害 復 旧 債	0	0	0	31,402
3 そ の 他	1,437,200	120,850	1,558,050	10,653,813
(1) 辺 地 対 策	167,300	△ 6,600	160,700	476,273
(2) 過 疎 対 策	1,001,600	122,700	1,124,300	4,712,637
(4) 臨 時 財 政 対 策 債	240,000	4,750	244,750	4,792,931
合 計	1,464,300	120,850	1,585,150	13,354,292

議案第 13 号

令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,899 千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,948,012 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩村克詔



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		千円 487,333	千円 2,826	千円 490,159
	1 支払基金交付金	487,333	2,826	490,159
8 繰入金		370,361	18,073	388,434
	2 基金繰入金	37,960	18,073	56,033
歳 入 合 計		1,927,113	20,899	1,948,012

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		千円 12,934	千円 20,899	千円 33,833
	1 償還金及び還付加算金	408	20,899	21,307
歳 出 合 計		1,927,113	20,899	1,948,012

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 支払基金交付金	487,333	2,826	490,159
8 繰入金	370,361	18,073	388,434
歳入合計	1,927,113	20,899	1,948,012

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 諸支出金	12,934	20,899	33,833
歳出合計	1,927,113	20,899	1,948,012

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	20,899
0	0	0	20,899

2 歳 入

5 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費交付金	479,272	2,826	482,098
計	487,333	2,826	490,159

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	37,960	18,073	56,033
計	37,960	18,073	56,033

3 歳 出

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 償還金	8	20,899	20,907				20,899
計	408	20,899	21,307	0	0	0	20,899



節		説明	
区分	金額		
2 過年度分	千円 2,826	過年度分	千円 2,826

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 18,073	介護給付費準備基金繰入金	千円 18,073

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	千円 20,899	介護給付費国庫負担金過年度分返還金	千円 18,215
		介護給付費道負担金過年度分返還金	1,631
		地域支援事業国庫補助金過年度分返還金	606
		地域支援事業支援交付金過年度分返還金	102
		地域支援事業道補助金過年度分返還金	345



議案第 14 号

令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算 (第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 2 年度八雲町の病院事業会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	6,083,599 千円	445,807 千円	6,529,406 千円
第 3 項 総合病院医業外収益	507,383 千円	342,807 千円	850,190 千円
第 5 項 総合病院特別利益	53,168 千円	88,000 千円	141,168 千円
第 6 項 国保病院特別利益	80,000 千円	15,000 千円	95,000 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	6,944,956 千円	107,623 千円	7,052,579 千円
第 1 項 総合病院医業費用	5,762,883 千円	4,623 千円	5,767,506 千円
第 5 項 総合病院特別損失	17,580 千円	88,000 千円	105,580 千円
第 6 項 国保病院特別損失	1,300 千円	15,000 千円	16,300 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	574,177 千円	2,461 千円	576,638 千円
第 5 項 総合病院補助金	257,392 千円	2,461 千円	259,853 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	599,016 千円	2,461 千円	601,477 千円
第 1 項 総合病院建設改良費	111,161 千円	2,461 千円	113,622 千円

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和2年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業 収 益			5,067,156	430,807	5,497,963			
	3. 総合病院 医業外収益		507,383	342,807	850,190			
		4. 補助金	46,147	342,807	388,954	道補助金	342,807	新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援交付金 施設等整備分 4,623 病床確保分 338,184
	5. 総合病院 特別利益		53,168	88,000	141,168			
1. その他 特別利益		53,168	88,000	141,168	その他 特別利益	88,000	新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援交付金 感染症対応従事者慰労金	
収 益 合 計			5,067,156	430,807	5,497,963			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業 費 用			5,905,955	92,623	5,998,578			
	1. 総合病院 医業費用		5,762,883	4,623	5,767,506			
		2. 材料費	957,358	4,254	961,612	診療材料費	4,254	感染防護資材
		3. 経 費	692,382	369	692,751	消耗品費	230	発熱外来臨時待合室用消耗品 105 院内保育所用感染対策消耗品 125
						賃借料	139	発熱外来仮設トイレ借上料
	5. 総合病院 特別損失		17,580	88,000	105,580			
3. その他 特別損失		0	88,000	88,000	その他 特別損失	88,000	新型コロナウイルス感染症対応従 事者慰労金 440名	
費 用 合 計			5,905,955	92,623	5,998,578			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区 分	金 額	
1. 資本的収入			535,909	2,461	538,370			
	5. 総合病院補助金		257,392	2,461	259,853			
		1. 補助金	257,392	2,461	259,853	道補助金	2,461	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
収 入 合 計			535,909	2,461	538,370			

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区 分	金 額	
1. 資本的支出			535,909	2,461	538,370			
	1. 総合病院建設改良費		111,161	2,461	113,622			
		1. 施設整備費	16,522	923	17,445	工事請負費	923	発熱外来臨時待合室冷暖房エアコン2台ほか電気工事
	2. 固定資産購入費	94,639	1,538	96,177	備品購入費	1,538	発熱外来臨時待合室プレハブ建物2棟 クリーンパーテーション 2台	
支 出 合 計			535,909	2,461	538,370			

令和2年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業 収 益			1,016,443	15,000	1,031,443			
	6. 国保病院 特別利益		80,000	15,000	95,000			
		1. その他 特別利益	80,000	15,000	95,000	その他 特別利益	15,000	新型コロナウイルス感染症緊急 包括支援交付金 感染症対応従事者慰労金
収 益 合 計			1,016,443	15,000	1,031,443			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業 費 用			1,039,001	15,000	1,054,001			
	6. 国保病院 特別損失		1,300	15,000	16,300			
		2. その他 特別損失	0	15,000	15,000	その他 特別損失	15,000	新型コロナウイルス感染症対 応従事者慰労金 76名
費 用 合 計			1,039,001	15,000	1,054,001			

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

令和2年度八雲町一般会計補正予算（第9号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月7日

八雲町長 岩村克詔



## 令和2年度八雲町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度八雲町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,924千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,274,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,163,598	千円 17,924	千円 5,181,522
	1 地方交付税	5,163,598	17,924	5,181,522
歳 入 合 計		17,256,208	17,924	17,274,132

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 530,604	千円 17,924	千円 548,528
	1 商工費	530,604	17,924	548,528
歳 出 合 計		17,256,208	17,924	17,274,132

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,163,598	17,924	5,181,522
歳入合計	17,256,208	17,924	17,274,132

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 商工費	530,604	17,924	548,528
歳出合計	17,256,208	17,924	17,274,132

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	17,924
0	0	0	17,924

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,163,598	17,924	5,181,522
計	5,163,598	17,924	5,181,522

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	441,305	17,924	459,229				17,924
計	530,604	17,924	548,528	0	0	0	17,924

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 17,924	普通交付税 千円 17,924

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	千円 17,924	中小企業等経営安定支援事業補助金 千円 17,924

債務負担行為に関する調書

1. 公債費に準ずる債務負担行為

(単位：千円)

事 項	区分	期 間	限 度 額	元年度末 までの支出 (見込) 額	2 年 度 支 出 予 定 額	3年度以降の支出予定額				
						金 額	財 源 内 訳			
							国 道 支 出 金	地方債	その他の 特定財源	一般財源
中小企業等経営 安定支援事業に より中小企業等 が借入した資金 に対する利子補 給金	補正前	令和元年度から 償還完了の日まで	融資額に 対する利 率のうち 1.5%							
		現 自 令和元年度 況 至 令和5年度	15,806		8,731	7,075			7,075	
	補正後	令和元年度から 償還完了の日まで	融資額に 対する利 率のうち 1.5%							
		現 自 令和元年度 況 至 令和5年度	31,955		8,437	23,518			23,518	



承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第2号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月17日

八雲町長 岩村克詔

令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度八雲町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	563,617 千円	10,560 千円	574,177 千円
第5項 総合病院補助金	246,832 千円	10,560 千円	257,392 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	588,456 千円	10,560 千円	599,016 千円
第1項 総合病院建設改良費	100,601 千円	10,560 千円	111,161 千円

令和2年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的収入			525,349	10,560	535,909			
	5. 総合病院補助金		246,832	10,560	257,392			
		1. 補助金	246,832	10,560	257,392	道補助金	10,560	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
収入合計			525,349	10,560	535,909			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的支出			525,349	10,560	535,909			
	1. 総合病院建設改良費		100,601	10,560	111,161			
		1. 施設整備費	12,562	3,960	16,522	工事請負費	3,960	中央棟6階病棟換気設備改修工事
		2. 固定資産購入費	88,039	6,600	94,639	備品購入費	6,600	遺伝子増幅検査(LAMP法)機器 3台
支出合計			525,349	10,560	535,909			

報告第 1 号

株式会社青年舎の経営状況の報告について

株式会社青年舎の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

# 別紙

## 令和元年度決算に関する書類

自 令和元年6月27日  
至 令和2年3月31日

### 1 事業概要

今後、町内の酪農家戸数を維持、若しくは減少ペースを緩やかにし、酪農を維持していくことを目的に、町、農協、地域の生産者が出資し、新たに核となる株式会社青年舎（研修牧場）を設立しました。当期は、設立未開業となっており、事業活動については実施していません。

### 2 会計に関する事項 決算の状況

#### 貸借対照表

令和2年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	19,683,086	【流動負債】	75,727,733
現金及び預金	19,683,086	支払手形	13,941,000
【固定資産】	71,572,400	未払金	6,950,000
有形固定資産	68,972,400	預り金	22,206
土地	14,158,000	仮受金	54,814,527
建設仮勘定	54,814,400	【固定負債】	6
【投資その他の資産】	2,600,000	役員借入金	6
役員貸付金	2,600,000	負債の部合計	75,727,739
【繰延資産】	1,472,253	純資産の部	
創立費	461,006	【株主資本】	17,000,000
開業費	1,011,247	資本金	17,000,000
		利益剰余金	0
		その他利益剰余金	0
		繰越利益剰余金	0
		純資産の部合計	17,000,000
資産の部合計	92,727,739	負債及び純資産合計	92,727,739

令和2年度事業の計画に関する書類

自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

1 事業計画

株式会社青年舎は、酪農への新規就農の入り口としての研修機能と生乳生産量の拡大を両立させ、自立した牧場経営を実現することにより、八雲町における地域振興、農業振興を図るため、国のクラスター事業補助金と町補助金を活用し、令和3年4月の稼働を目指して、建設工事を実施しております。

(1) 事業の推進方法

施設整備事業

- ・フリーストール牛舎、乾乳舎、育成舎、哺乳舎等の牛舎建設工事。
- ・管理棟、研修棟の建設工事。
- ・バンカーサイロ、貯留槽等の建設工事。

(2) 予定損益計算書（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
生乳売上高	0	
預託売上高	0	
売上高合計		0
【売上原価】		
材料費	50,000,000	
労務費	10,000,000	
賃借料	10,280,000	
減価償却費	4,448,000	
期末仕掛品棚卸高	△74,728,000	
売上原価合計		0
売上総利益金額		0
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		0
営業利益金額		0
【営業外収益】		
営業外収益合計		0
【営業外費用】		
支払利息	2,415,000	
営業外費用合計		2,415,000
経常利益金額		△2,415,000
【特別利益】		
国庫補助金収入	3,374,127,000	
特別利益合計		3,374,127,000
【特別損失】		
固定資産圧縮損	3,374,127,000	
特別損失合計		3,374,127,000
税引前当期純損失		△2,415,000
法人税、住民税及び事業税		206,000
当期純損失金額		△2,621,000





報告第 2 号

令和元年度八雲町病院事業会計継続費の精算について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、令和元年度八雲町病院事業会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和元年度八雲町病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画						実 績						比 較														
			年度	年額額	左 の 財 源 内 訳				支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年額額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳														
					国庫 補助金	道補助金	企業債	他会計 補助金		当年度 損益勘 定留保 資金	国庫 補助金	道補助金	企業債		他会計 補助金	当年度 損益勘 定留保 資金	国庫 補助金	道補助金	企業債	他会計 補助金	当年度 損益勘 定留保 資金								
1 資本 的支出	1 建設 改良費	総合病院 病棟・ サニトス 棟冷房設 備改修事 業	30	90,356,000	円	-	90,300,000	円	28,000	円	28,000	円	69,562,800	円	-	69,500,000	円	31,000	円	31,800	円	-	-	20,800,000	円	3,000	円	3,800	円
			1	160,633,000	円	-	160,600,000	円	16,000	円	17,000	円	122,623,200	円	-	122,600,000	円	11,000	円	12,200	円	-	-	38,000,000	円	5,000	円	4,800	円
			計	250,989,000	円	0	250,900,000	円	44,000	円	45,000	円	192,186,000	円	0	192,100,000	円	42,000	円	44,000	円	0	0	58,800,000	円	2,000	円	1,000	円

同意第 1 号

八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



同意第 2 号

八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩村克詔



同意第 3 号

八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
* * * *	二海郡八雲町*****	*****

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





認定第 1 号

令和元年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度八雲町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 2 号

令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 3 号

令和元年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



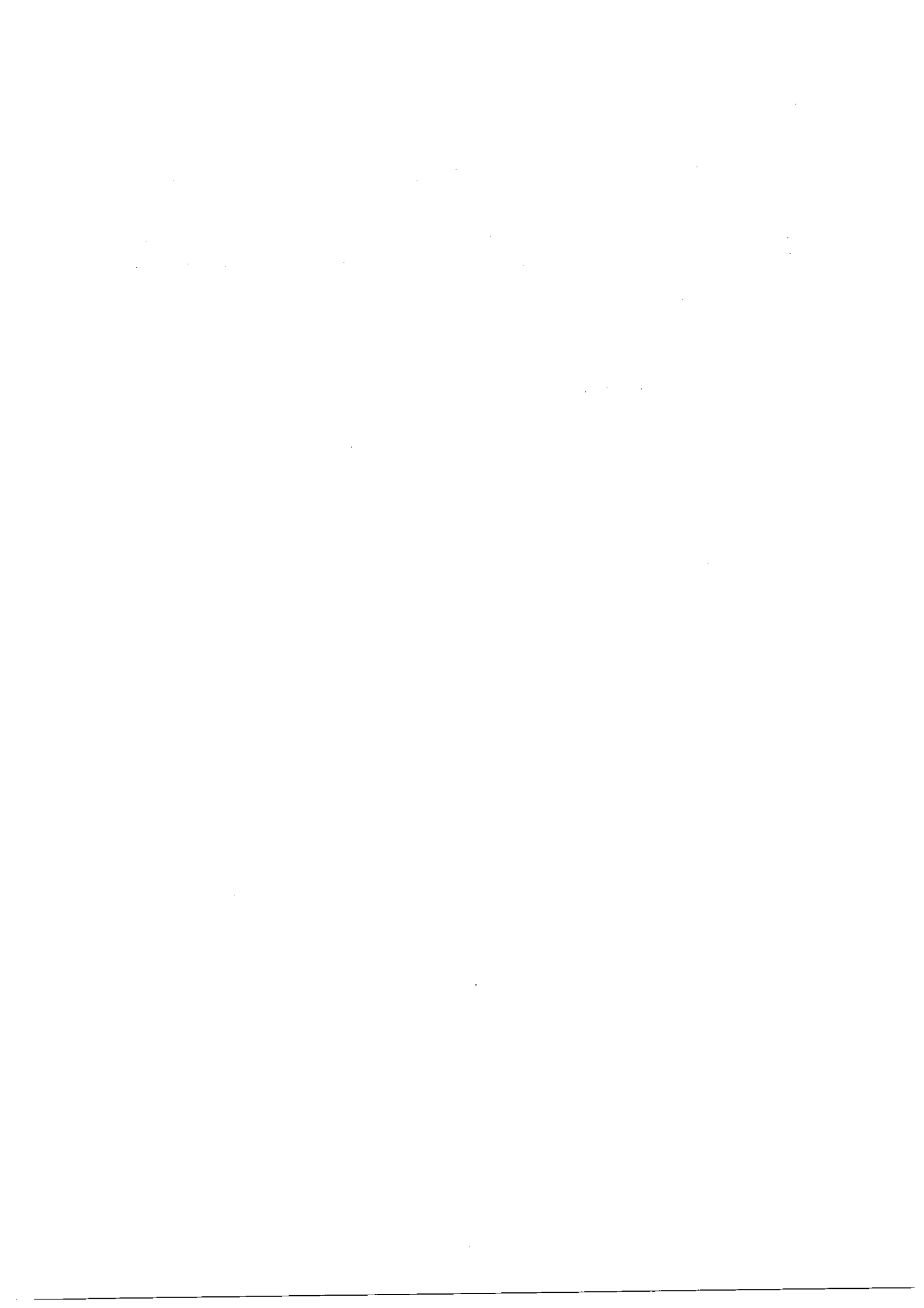
認定第 4 号

令和元年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





認定第 5 号

令和元年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 6 号

令和元年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 7 号

令和元年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



認定第 8 号

令和元年度八雲町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度八雲町病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





認定第 9 号

令和元年度八雲町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度八雲町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

